

2026年4月17日

井上祐維

転居により参議院議員選挙における投票機会が失われたこと

私は、居住実態に合わせて住民票を移しただけです。
それなのに、昨年7月の参議院議員選挙で、投票することができませんでした。
どうして私が国政選挙で投票できなかったのか。
私は、今でも納得できていません。

職業及び転居の経緯

私は現在、弁護士として働いています。
弁護士になるまでに、ロースクールに通い、司法試験に合格し、司法修習を経ました。

ロースクールに通っていたころ、ロースクールのある港区に住んでいました。
2025年1月、その住まいが更新時期となったため、導入修習に通いやすく、かつ、大学時代に住んで住み慣れていた豊島区へ転居しました。
その後、その年の4月に、実務修習のため、豊島区から京都市へ転居しました。

いずれの転居でも、私は、居住実態に合わせて、住民票を移しました。

ロースクールの通学や、修習での通勤にあたって、実家から通うなど、同じ場所に住み続ける人もいます。

でも、私はそうではありませんでした。
ロースクールの近くに住んでいました。
導入修習に通いやすいところに住んでいました。
司法修習では、実家から通えない場所を自ら希望しました。

私は、自分の志望進路やライフスタイルに合わせて、住む場所を選んできました。
ただそれなのに、私は、投票することができませんでした。

訴訟提起に至る経緯及び心境

私は、選挙権を得て以来、国政選挙に必ず参加してきました。
国に声を届ける、大切な機会だと思っていたからです。

だから、投票できないと分かったとき、本当に大きなショックを受けました。

選挙のころ、多くの友人は、「投票してきた」と、SNSで投稿していました。周りの人は、当たり前のように、投票していました。でも、私は投票できませんでした。

街頭では、候補者が「一票を入れてほしい」と、私のほうを向いて訴えていました。でも、私は、投票することができませんでした。

ただ転居をしただけなのに、自分だけが社会から取り残されているように感じました。

選挙管理委員会に問い合わせをしたときのことをお話しします。
職員から、「井上さんのような忙しい人が投票するのは難しい」と言われました。
また、「豊島区に、もう少し長く住んでいればよかった」とも言われました。

でも、仕事や家庭の事情による引っ越しは、自分で自由に時期を選べないこともあります。司法修習についても、配属先が希望のとおりになるとは限らず、思いがけず転居をしなければならないこともあります。

また、選挙管理委員会の職員から、「このまま京都市に住み続けていれば、今後は投票できる」とも言われました。

でも、私は、一回の選挙を、とても大切に思っています。
そのとき投票できなかったことが、なかったことになるわけではありません。

さらに、選挙管理委員会の職員から、
「同じような人は、毎選挙、一定数いる」
とも言われました。

私は、その言葉を聞いて、こう思いました。
もし、同じような人が、毎回の選挙で一定数いるのなら、これは、私一人に偶然起きた不運ではない。
いまの制度には問題がある。

私は現在、SNSでこの問題について発信をしています。
すると、「自分も同じように投票できなかったことがある」
そんな声が、何十件も寄せられました。

この訴訟をきっかけに声を届けてくださった方だけではありません。
SNSには、転居のために投票できなかった経験を綴った投稿が、何件もありました。
この裁判でも、同じ経験をした方の陳述書が、複数提出されています。

私は、それらの声にふれて、選挙管理委員会の職員が言っていた、
「同じような人は、毎選挙、一定数いる」
という言葉は、本当なのだと思います。

これは、私一人だけに、たまたま起きたことではないのです。

投票できないという事実直面したとき、仕事や育児、転居そのものに追われる中で、投票できなかったことを訴える余裕がないのはふつうのことだと思います。
悔しくても、「仕方なかった」と、自分を納得させて、泣き寝入りせざるを得ない人もいたでしょう。

私は、たまたま、司法にアクセスしやすい立場にいました。
だからこそ、私が、この問題に向き合わなければならない。
そう考えました。

だから私はこの訴訟を提起したのです。

同じ場所に長く住み続けることを前提とする制度である

頻繁に転勤する仕事をしている人。
結婚や別れ、介護など家庭の事情で、住む場所が変わる人。
そして、司法修習生のように、公的な制度によって、短い間だけ別の地域に住む人。

今の制度は、そういう人たちよりも、同じ場所に長く住み続ける人を前提にしているように思います。
私は、その前提から外れていました。

そして、これは、裁判官の皆さまにとっても、決して他人事ではないと考えます。

司法修習の最後の試験が終わるのは、3月上旬です。

その後、裁判官の内定者の配属先が決まるのは4月中旬ころ、裁判官として働き始めるのは5月中旬ころと聞いています。

もし、最後の試験が終わってから赴任するまで実家に戻ったら。

実家で過ごす期間は、2か月半ほどです。

転入手続の時期や、選挙の日程によっては、新任の裁判官は、どこの選挙人名簿にも載らず、投票できない可能性があるのです。

私は、そのようなことが起こりうる制度であってはならないと思います。

転居は、社会全体を豊かにするものである

さて、転居の持つ意味について、私の考えをお伝えします。

私は、いろいろな地域と関わりながら生きてきました。

埼玉県で生まれ育ち、その後、東京都港区、豊島区、京都市へと転居しました。

そして今は、■■■■に住み、八王子市で働いています。

それぞれの地域で、文化も、価値観も、行政のあり方も違うと、実感しています。

いろいろな地域で暮らしながら生きることは、人の視野を広げ、社会にいろいろな見方をもたらす、一つの生き方だと思います。

同じ場所に長く住み、その地域のことを深く知り、支えている人がいます。

そうした人がいるからこそ、その地域の文化やつながりは受け継がれていきます。

でも一方で、いろいろな地域で暮らし、新しい文化や価値観に触れる人もいます。

そうした人がいるからこそ、新しい考え方が生まれ、社会は変わっていきます。

同じ場所に長く住む人も、転居を重ねながら生きる人もいる。

そのいずれもがいることが、社会を豊かにしているのだと思います。

同じ場所に長く住む人も、転居を重ねながら生きる人も、どちらも、この社会には必要です。

それなのに、一方の人だけが、投票できなくなる。

それは、公平な制度だと言えるのでしょうか。

私は、そうは思いません。

転居したかどうかにかかわらず、誰もが、当たり前、国政選挙で投票できる。

そんな制度になってほしい。

私は、心から、そう願っています。

以上